

知的財産の取扱いに関する特約条項

(技術上の成果報告)

第 1 条 乙は、この契約に基づく業務のうち、研究、開発、改良、設計（設計変更を含む。）、試験、調査、その他の委託性のある業務であって、その履行に当たり甲の承認を得、甲と調整し、又は甲に報告することが、仕様書又は参考として仕様書に添付された図面、見本若しくは図書（以下「仕様書等」という。）で定められたものにおいて、新たに得られた技術上の成果（文書、図画、図表に表すことができるものをいう。以下「新研究成果」という。）があった場合には、甲と調整の上、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

(特許等を受ける権利の帰属)

第 2 条 甲は、前条の報告後速やかに乙が次の各号、第 4 項、第 3 条から第 6 条及び第 1 4 条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての国内及び国外における特許、実用新案登録又は意匠登録（以下「特許等」という。）を受ける権利を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式 1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。

- (1) 乙は、甲が自らの用に供するため又はその他特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての国内及び国外における特許権、実用新案権又は意匠権（特許等を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）を実施する権利を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
- (2) 乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を実施する権利を第三者に許諾する。
- (3) 乙は、第 1 号において甲又は甲の指定する第三者に特許権等を実施する権利を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

- (4) 乙は、当該特許権等を移転しようとし、又は当該特許権等の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第11条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により特許等を受ける権利を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該特許等を受ける権利を承継するものとする。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該特許権等は無償で甲に承継しなければならない。
- 4 第1項の規定に基づいて、甲が特許等を受ける権利を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後に乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成17年法律第86号）第475条第1号に該当する場合）には、乙は、解散の前に特許等を受ける権利を甲に譲り渡すものとする。ただし、既に乙が当該特許等を受ける権利に係る特許権等を設定登録している場合には、乙は、特許等を受ける権利に代えて、当該特許権等を甲に譲り渡すものとする。
- 5 第1項から第4項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての国内及び国外における特許等を受ける権利について準用する。この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

（特許等の出願に係る承認等）

- 第3条 乙は、この契約に係る特許等の出願を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願を行った後、遅滞なく特許等出願通知書（別記様式2）を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る特許等の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考24等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44

号) 第17条に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る特許等の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書(別記様式3)を甲に提出しなければならない。

(特許権等の移転)

第4条 乙は、この契約に係る特許権等を甲以外の第三者に移転しようとする場合(合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第11条第3項で定める場合を除く。)には、事前に移転承認申請書(別記様式4)を甲に提出し、承認を得るとともに、第2条から第6条及び第14条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。乙は、当該移転を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

(特許権等の実施許諾)

第5条 乙は、この契約に係る特許権等について甲以外の第三者に実施する権利を許諾しようとする場合(合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第11条第3項で定める場合を除く。)には、事前に実施許諾承認申請書(別記様式5)を甲に提出し、承認を得るとともに、第2条、本条及び第14条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、この契約に係る特許権等について甲以外の第三者に専用実施権等を許諾しようとする場合(合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第11条第3項で定める場合を除く。)は、専用実施権等設定承認申請書(別記様式6)を甲に提出し、その承認を得るとともに、第2条、本条及び第14条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

(特許権等の放棄)

第6条 乙は、この契約に係る特許権等を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書(別記様式7)を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

(特許等の管理)

第7条 第2条第2項に該当する場合、乙はこの契約に係る特許等について、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義（出願者名を防衛装備庁長官とする。）により行うものとする。

- 2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る特許権等の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該特許等の出願又は申請審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第8条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る特許権等が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(技術資料の取扱い)

第9条 甲は、契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出された技術資料（文書、図面、図表等に表わされたものをいう。以下同じ。）の内容についての利用及び処分に関する権利を有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料については、この限りでない。この場合、乙は当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について明示するものとする。

- 2 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出されたものに関係があるものに限る。）につき、必要に応じ、実費でその提出を求めることができる。ただし、この期間は、仕様書に別段の定めがある場合はこれによる。
- 3 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

- 4 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第2項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書又は第2項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第2項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 6 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第4項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（技術上の協力）

第10条 乙は、防衛省又は防衛省のために第三者が、甲が承継した特許権等を実施する場合、防衛省が前条の規定に基づき甲に提出された技術資料の内容を利用する場合又は防衛省のため第三者が甲が利用及び処分の権利を有する前条第1項及び第2項の技術資料の内容を利用する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

（技術上の成果の利用）

第11条 甲は、乙が、甲が承継した特許権等の実施又は甲が利用及び処分の権利を有する技術資料の内容の利用の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した特許権等の実施料又は当該技術資料の内容の利用料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（技術上の成果の開示又は公開）

第12条 乙は、甲が有する特許等を受ける権利の対象となる発明等並びに甲が利用及び処分を有する技術資料の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁が発行する公報に掲載公開された後、また技術資料については、その内容がすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。

(立証責任)

第13条 第9条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

(特許権等の使用実績)

第14条 乙は、この契約の履行において生じた特許権等について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式1

発 簡 番 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

特許等を受ける権利の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記1に掲げる契約に係る特許等を受ける権利を乙に継続して帰属させることの承認を申請します。

申請に当たり、下記2から12の事項を確約いたします。

記

- 1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名
ウ 認証番号
エ 認証年月日
オ 納期
カ 発明等の名称
キ 発明者等の住所・所属・氏名
ク 特許等を出願する国名
- 2 乙は、甲が自らの用に供するため又はその他特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で契約に基づく研究等から新たに得られた技術上の成果（文書、図画、図表に表すことのできるものをいう。）に係る国内及び国外における特許、実用新案登録若しくは意匠登録（以下「特許等」という。）を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権（特許等を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）を実施する権利を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。
- 3 乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許

権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を実施する権利を第三者に許諾する。

- 4 乙は、上記2において甲又は甲の指定する第三者に特許権等を実施する権利を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 6 乙は、当該特許権等を移転しようとし、当該特許権等を実施する権利を許諾しようとし、又は当該特許権等の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第11条第3項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。この場合において、乙は、2から12までの事項に支障を与えないよう、当該特許権等を移転し、当該特許権等を実施する権利を許諾し、又は専用実施権等を設定若しくは移転する相手方に対し、必要な事項を約させる。
- 7 乙は、乙が解散して清算することとなった場合には、解散の前に特許等を受ける権利を甲に譲り渡すものとする。ただし、既に乙が当該特許等を受ける権利に係る特許権等を設定登録している場合には、乙は、特許等を受ける権利に代えて、当該特許権等を甲に譲り渡すものとする。
- 8 乙は、当該特許等の出願を行う場合は、事前に書面で甲の承認を得るものとし、当該出願を行った後、遅滞なく特許等出願通知書を甲に提出する。
- 9 乙は、特許等の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考24等を参考にし、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載する。
- 10 乙は、当該特許等の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書を甲に提出する。
- 11 乙は、この契約に係る特許権等を放棄する場合には、事前に放棄承認依頼書を甲に提出し、承認を得るものとする。当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

12 乙は、この契約の履行において生じた特許権等について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

別記様式 2

発 簡 番 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

特 許
実用新案登録
意 匠 登 録

出願通知書

下記の契約に係る

特 許
実用新案登録
意 匠 登 録

の出願を行ったので、

知的財産の取扱いに関する特約条項第 3 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 認証番号
- 4 認証年月日
- 5 納期
- 6 発明等の名称
- 7 発明者等の住所・所属・氏名
- 8 出願日
- 9 出願番号
- 10 出願した国名

添付書類：願書、明細書、図面、要約書、受領書
関連文書：別記様式 1 の発簡番号

別記様式 3

発 簡 番 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

（ 特 許 権
実 用 新 案 権
意 匠 権 ） の設定の登録通知書

下記の契約に係る （ 特 許 権
実 用 新 案 権
意 匠 権 ） の設定の登録を受けましたので、

知的財産の取扱いに関する特約条項第 3 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 認証番号
- 4 認証年月日
- 5 納期
- 6 発明等の名称
- 7 出願日
- 8 出願番号
- 9 特許等権者
- 10 登録日
- 11 登録番号
- 12 登録した国名

関連文書：別記様式 2 の発簡番号

別記様式 4

発 簡 番 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

移転承認申請書

下記の契約に係る

（ 特 許 権（特 許）
実 用 新 案 権（実 用 新 案 登 録）
意 匠 権（意 匠 登 録） ）

（を受ける権利）について移転したいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第 4 条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 認証番号
- 4 認証年月日
- 5 納期
- 6 特許権等の種類・番号・名称・国名
- 7 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 8 知的財産の取扱いに関する特約条項第 2 条から第 6 条及び第 1 4 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
- 9 移転の理由

別記様式 5

発 簡 番 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

実施許諾承認申請書

下記の契約に係る

（ 特 許 権（特 許）
実 用 新 案 権（実 用 新 案 登 録）
意 匠 権（意 匠 登 録） ）

（を受ける権利）について実施許諾を行いたいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第 5 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 認証番号
- 4 認証年月日
- 5 納期
- 6 特許権等の種類・番号・名称・国名
- 7 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 8 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
- 9 知的財産の取扱いに関する特約条項第 2 条、第 5 条、第 1 4 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
- 10 承認を受ける理由

別記様式 6

発 簡 番 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

専用実施権等設定承認申請書

下記の契約に係る

（ 特 許 権
実 用 新 案 権
意 匠 権 ）

について専用実施権等を設定したいので、知的財産の取扱いに関する特約条項第5条第2項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 認証番号
- 4 認証年月日
- 5 納期
- 6 特許権等の種類・番号・名称・国名
- 7 専用実施権等の範囲（国・地域・期間・内容）
- 8 設定を受ける者の名称（社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。）
- 9 知的財産の取扱いに関する特約条項第2条、第5条、第14条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
- 10 承認を受ける理由

別記様式 7

発 簡 番 号
〇〇. 〇〇. 〇〇

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

放棄承認申請書

下記の契約に係る

（ 特 許 権（特 許）
実 用 新 案 権（実 用 新 案 登 録）
意 匠 権（意 匠 登 録）

（を受ける権利）について放棄を行いたいので、知的財産の取扱いに関する特約
条項第 6 条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 認証番号
- 4 認証年月日
- 5 納期
- 6 特許権等の種類・番号・名称・国名
- 7 特許料等の納付期限
- 8 放棄の理由